

平成21年度 長寿医療制度の医療費保険料について

(後期高齢者医療制度)

住民課保険係 ☎ 22-7761

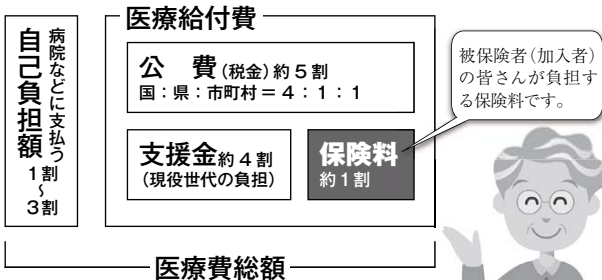
平成20年中の所得の届出に基づき、平成21年度の保険料額を決定し、7月中旬に被保険者(加入者)の皆さんへ、平成21年度後期高齢者医療保険料額決定通知書をお届けします。



1 保険料と医療費の負担のしくみ

医療費は、被保険者が病院などで支払う「自己負担額」と保険から給付される「医療給付費」で構成されています。

この「医療給付費」のうち、約5割を公費(税金)で、約4割を後期高齢者支援金(現役世代の保険料)で負担し、残りの約1割を被保険者全員の保険料で負担します。

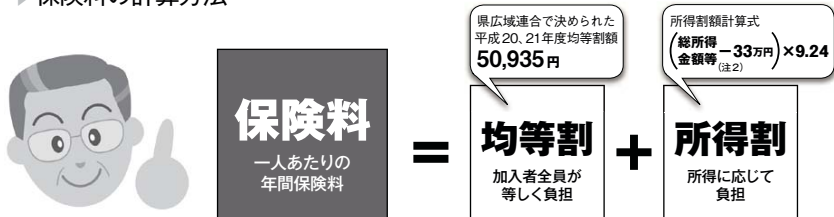


2 保険料の決まり方(計算方法)

- ① 保険料は、平成20年中の所得金額と世帯^(注1)の状況を基に本算定を行い、決定します。
- ② 保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ③ 保険料は、加入者一人ひとりにかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は2年ごとに見直され、次回は平成22年度に改定されます。

(注1)「世帯」とは、平成21年4月1日時点の世帯を基準にしています。※75歳になる人、県外からの転入者などはその時点を基準にします。

▶ 保険料の計算方法



(注2)「総所得金額等」とは、前年中の「給与収入-給与所得控除」「事業収入-必要経費」「公的年金収入-公的年金等控除」等で、各種所得控除前の金額です。

※公的年金収入のみの人で、年金額が153万円以下の場合、所得割はかかりません。

福智町スローガン

「人権のまちづくりは私たちの手で」



7月は同和問題啓発強調月間です。

「好きな人と結婚し、家庭を築きたい」「自分の能力を発揮して働きたい」「家族やみんながつまでも幸せであってほしい」など、誰もがみんな持っているそんな願いは、人が生まれながらに持っている権利「基本的人権」として、日本国憲法で保障されています。しかし現代社会の中は、わたしたちの幸せを妨げるさまざまな問題があります。

同和問題とは同和地区出身というだけで、憲法で保障されている基本的人権が侵害されているという、我が国固有の人権問題です。「結婚の自由」や「職業選択の自由」など、誰もが平等に持っているはずの権利が、本人の責任ではない不当な理由で傷つけられています。

7月は同和問題啓発強調月間です。福智町では講演会をはじめ、街頭啓発や企業訪問を行い、差別の解消に向けた啓発活動を行います。

わたしたち一人ひとりがこの問題を自分自身の問題として真剣に受け止め、正しい理解と認識を深めてこそ、解決に向かって大きく前進します。この機会に培った人権感覚をあらゆる差別の解消につなげていきましょう。

同和問題啓発強調月間行事 (すべて参加無料) ▶ 問い合わせ先 人権同和対策課 ☎ 22-7764

【街頭啓発】
7月1日 日 17時～
 場所 ▶ 金田駅前、日王の湯、ふじ湯の里、スーパー川食方城店、スーパー川食赤池店
 ※啓発タオルとチラシを配布。

【講演会】
7月17日 日 18時30分受付 19時開会
 場所 ▶ 地域交流センター
 講師 ▶ 露の新治さん (落語家)
 テーマ ▶ 新ちゃんのお笑い人権高座 「笑顔でくらす、願いに生きる」
 ※下記のとおり、バスの送迎があります。

【同和問題講演会 (県主催)】
7月25日 日 12時45分開演
 場所 ▶ 春日市クローバープラザ
 講師 ▶ 清原隆宣さん (西光寺副住職)
 テーマ ▶ 生活の中の人権
 ※第2部は、110分ほど映画を上演します。



【送迎バス赤池コース】 18:17 市場農協 → 18:23 大浦隣保館 → 18:27 上野農協 → 18:30 3区集会所 → 18:35 中央公民館 → 18:39 伏原団地入口 → 18:43 赤池駅 → 18:50 地域交流センター
 【送迎バス金田コース】 18:18 福智町役場本庁 → 18:22 人見団地入口 → 18:26 福吉集会所 → 18:32 南木田中店前 → 18:35 福丸集会所 → 18:42 上金田公民館 → 18:50 地域交流センター